

会社法の施行等に伴う「決算短信」、「中間決算短信」及び「四半期財務・業績の概況」の様式・記載要領の見直しについて

平成18年5月1日から会社法が施行され、加えて、新たな会計基準の適用等も行われることとなります。これらを受けて、当取引所では、「決算短信」、「中間決算短信」及び「四半期財務・業績の概況」（以下、「決算短信等」という。）の様式及び記載要領について、以下のとおり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）等の適用に伴う決算短信等の財務指標の名称・算定方法の見直し、会社法における配当規制の見直しに伴う「配当状況」に係る記載様式の変更、その他の見直し（用語の修正、注記事項の追加等）を行うこととしましたのでお知らせいたします。

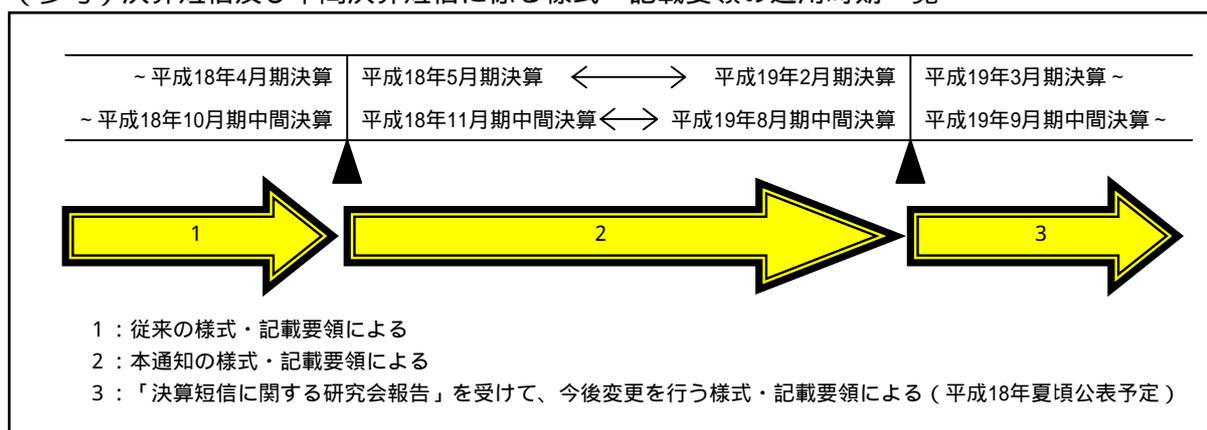
適用時期

今回の決算短信〔決算短信（連結）、個別財務諸表の概要、決算短信（非連結）〕に係る様式、記載要領の見直しについては、平成18年5月1日以降に終了する事業年度に係る決算発表から適用します¹。また、中間決算短信〔中間決算短信（連結）、個別中間財務諸表の概要、中間決算短信（非連結）〕については、同日以降に終了する中間会計期間に係る決算発表から適用します。「四半期財務・業績の概況」については、原則として、平成18年5月1日以降に終了する四半期会計期間から適用することとしますが、新様式による決算発表又は中間決算発表までの間は、従前の様式によることもできることとします。

なお、「決算短信に関する研究会報告」²に係る見直しについては、平成18年夏頃を目途に様式・記載要領を公表し、平成19年3月期以降実施することを予定しており、今回の見直しには含んでおりません。

適用時期の概略等につきましては、次の図をご参照ください。

（参考）決算短信及び中間決算短信に係る様式・記載要領の適用時期一覧



¹ TDnetオンライン登録サイトにて提供している「開示資料の作成（数値データの入力）」画面フォーマットについては、6月下旬より新フォーマットに切替を行う予定です。同画面を利用して決算短信等を作成する場合の入力方法、切替時期の詳細等については、別途ご連絡させていただく予定です。

² 報告書は株式会社東京証券取引所のホームページからダウンロードすることが可能です（<http://www.tse.or.jp/listing/kessan/tanshin/k-kenkyu.html>）。

見直しの内容

1. 財務指標関連の見直し

(1) 概要

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）の適用に伴い、以下の要領で決算短信等において記載を求めている財務指標の名称及び算定方法を見直します。

	記載対象	変更前	変更後	見直しの概要
(a)	・決算短信	株主資本当期純利益率	自己資本当期純利益率	今般適用される会計基準において、従来の資本の部の表示方法等を見直し、名称も純資産の部に改められました。これを受けて、決算短信の「株主資本当期純利益率」について、従来の指標の内容との一定の連続性の確保及び有価証券報告書に記載する財務指標との整合性を図るとともに、会計基準上新たに「株主資本」の概念が導入されたことを考慮し、名称及び算定方法を変更しました。
(b)	・決算短信	総資本経常利益率	総資産経常利益率	会計基準等において、「資本」は、株主に帰属する部分とされていることから、これにあわせて名称を変更しました。
(c)	・決算短信 ・中間決算短信 ・四半期財務・業績の概況	株主資本	純資産	今般適用される会計基準において、従来の資本の部の表示方法等を見直し、名称も純資産の部に改められたほか、新たに「株主資本」の概念が導入されたことを考慮し、財政状態を示す指標の一つとして、「株主資本」に代えて、「純資産」を新たに記載項目としました。
(d)	・決算短信 ・中間決算短信 ・四半期財務・業績の概況	株主資本比率	自己資本比率	(a)に同じ。
(e)	・決算短信 ・中間決算短信 ・四半期財務・業績の概況	1株当たり株主資本	1株当たり純資産	従来から算定方法は、会計基準に定める1株当たり純資産と同一でしたが、新たに「株主資本」の概念が導入されたことから、名称についても「1株当たり純資産」に統一しました。
(f)	・決算短信（連結様式を除く。）	株主資本配当率	純資産配当率	(a)と同様の理由から、財務指標の名称及び算定方法の見直しを行いました。あわせて、同指標を普通株式に係る1株当たりの概念として整理しました。

(2) 変更後の指標の算定方法

(a) 自己資本当期純利益率

$$= \frac{\text{当期純利益}}{\{ (\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権} - \text{期首少数株主持分}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}) \} \div 2} \times 100$$

単体の場合は分母を「純資産の部合計 - 新株予約権」(期首と期末の平均)として算定する。
小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。

(b) 総資産経常利益率

$$= \frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$$

総資産は、資産の部の合計

小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。

(c) 純資産

$$= \text{期末の純資産の部の合計}$$

中間及び四半期の場合は、「期末」をそれぞれ「中間期末」、「四半期末」と読み替える。

(d) 自己資本比率

$$= \frac{\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100$$

単体の場合は分子を「期末純資産の部合計 - 期末新株予約権」として算定する。

中間及び四半期の場合は、「期末」をそれぞれ「中間期末」、「四半期末」と読み替える。

小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。

(e) 1株当たり純資産

$$= \frac{\text{期末の普通株式に係る純資産額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数}}$$

算定方法は、企業会計基準適用指針第四号 一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35に基づく。

中間及び四半期の場合は、「期末」をそれぞれ「中間期末」、「四半期末」と読み替える。

小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。

(f) 純資産配当率

$$= \frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当金(年間)}}{(\text{期首1株当たり純資産} + \text{期末1株当たり純資産}) \div 2} \times 100$$

小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「-」と記載する。

(3) 適用初年度における前期開示済み数値の取扱い

今回、算定方法等の見直しを行った財務指標の適用初年度における前期欄の記載については、前期の決算短信等においてすでに記載済みの数値(見直し前の算定方法による数値)を記載してください。なお、当期の数値について、見直し後の算定方法により算出した数値と、見直し前の算定方法により算出した数値との間に重要な差異が生じる場合には、その旨及び見直し前の算定方法で算出した当期の数値を別紙又は欄外に記載してください。

2. 配当に係る記載の見直し

従来、商法上、配当は、特定の時期に年2回まで行えることとされていたものが、会社法においては、回数制限が撤廃され、所定の要件を満たせば随時取締役会決議により行うことが可能となりました。さらに、現物配当が可能となったことが明確化されました。

これに伴い、配当回数の多様化が見込まれることから、「配当状況」の「1株当たり配当金」欄を四半期配当等にも対応できるよう様式を見直し、配当に係る基準日ごとに1株当たり配当金を記載することとしました。なお、各期の欄には当該期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当(配当財産が金銭である場合をいう。)について記載していただき、種類株式に係る配当及び現物配当(配当財産が金銭以外の場合をいう。)については、別途記載していただきます。記載様式においては、基準日ごとに「第1四半期末」、「中間期末」、「第3四半期末」、「期末」、「その他」の5区分を設けておりますが、各基準日において、前期、当期、次期のいずれにおいても当該期末を基準日とする配当をしない場合(次期においては配当しない予想である場合)には当該基準日欄を削除することができます。以下に、事例に応じた記載例を示しておりますのでご参照ください。なお、事業年度を通じて無配であった場合でも、「配当状況」の「年間」欄は削除できないことにご留意ください。

また、従来、業績予想欄において記載することとしていた「配当予想」は、「配当状況」欄においてあわせて記載することとしました。なお、会社法において配当に関する自由度が広がったことに鑑みると、投資者にとって配当の予測可能性を提供するという意味で配当予想が従前にも増して重要となるため、引き続き決算短信において配当予想を開示していただくようお願い申し上げます。

このほか、配当原資が資本剰余金である場合には、その旨及びその金額を別紙に記載することが必要になりますので、ご留意ください。また、従来、個別財務諸表の概要及び決算短信(非連結)(1枚目(表題等部分))において開示を求めていた「中間配当制度の有無」欄については、会社法施行に伴い、配当の回数制限が撤廃されたこと等から様式から削除しました。

(1) 個別財務諸表の概要及び決算短信(非連結)における見直し(詳細は、別紙1参照)

a. 記載例・・・中間期末及び期末を基準日として現金配当を行う場合

現金配当	1株当たり配当金(円)			配当金総額 (百万円)	配当性向 (%)	純資産 配当率(%)
	中間期末	期末	年間			
×年×月期						
年 月期						
年 月期(予想)						

b. 記載例・・・第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末を基準日として現金配当(四半期配当)を行う場合

現金配当	1株当たり配当金(円)				年間	配当金 総額 (百万円)	配当 性向 (%)	純資産 配当率 (%)
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末				
×年×月期								
年 月期								
年 月期(予想)								

c . 記載例・・・中間期末、期末のほか、「その他」の日（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末以外の日）を基準日として現金配当を行う場合

「その他」の日を基準日とする配当がある場合には、その他欄に「有」と記載した上で別紙に基準日及び1株当たり配当金額を記載してください。

【決算短信（非連結）又は個別財務諸表の概要1枚目の記載】

・現金配当	1株当たり配当金(円)				配当金 総額 (百万円)	配当 性向 (%)	純資産 配当率 (%)
	中間期末	期末	その他	年間			
×年×月期			-				
年 月期			有				
年 月期(予想)			有				

その他の内訳 別紙参照

【別紙の記載】

（記載例...「その他」の日を基準日とする配当が2回の場合）

現金配当の「その他」の内訳

基準日	1株当たり配当金(円)		
	月 日	月 日	計
×年×月期	-	-	-
年 月期			
年 月期(予想)			

その他の日を基準日とする配当は、1枚目における年間欄において中間期末及び期末を基準日とする配当に加算して記載してください。

（記載上の注意事項）

記載欄は上段から前期、当期、次期（予想）となります。他の記載項目とは順序が異なりますのでご留意ください。

1株当たり配当金は、円単位で小数点以下第2位まで記載してください（例：10円5銭の場合、10.05円）。

配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）には、当該欄には「-」を記入してください。また、やむを得ない理由により未定である場合は「未定」と記載してください。

当該期末を基準日とする現金配当がある場合には、1枚目（表題等部分）に支払開始予定日を記載してください。

配当原資を資本剰余金とする場合にあっては、その旨、当該配当の基準日、1株当たり配当金額を記載してください。

現物配当（配当財産が金銭以外の場合をいう。）も開示の対象となりますが、現金配当とは区分して記載してください。

(2) 個別中間財務諸表の概要及び中間決算短信（非連結）における見直し（詳細は、別紙 1 参照）

a．記載例・・・中間期末及び期末を基準日として現金配当を行う場合

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
×年×月期			
年 月期(実績)		-	
年 月期(予想)	-		

b．記載例・・・第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末を基準日として現金配当（四半期配当）を行う場合

	1株当たり配当金(円)				
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	年間
×年×月期					
年 月期(実績)			-	-	
年 月期(予想)	-	-			

(記載上の注意事項)

記載欄は上段から前期、当期(実績)、当期(予想)となります。他の記載項目とは順序が異なりますのでご注意ください。

年間欄は、各基準日の普通株式に係る現金配当（配当予想を含む。）の金額の合計を記載してください。

「その他」の日を配当に係る基準日とする場合の記載については、決算短信の記載要領に準じて記載してください。

配当原資が資本剰余金である場合及び現物配当については、決算短信の記載要領に準じて記載してください。

当該中間期末を基準日とする現金配当がある場合には、1枚目（表題等部分）に支払開始日を記載してください。

(3) 四半期財務・業績の概要における見直し（詳細は、別紙 2 参照）

四半期財務・業績の概況様式（市場第一部・第二部上場会社用様式）について、配当状況の記載欄を新たに設けております。ただし、当該四半期会計期間（当該四半期の末日を末日とする3か月間をいう。）のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当をしない場合には、当該記載欄を削除できます。

記載例・・・当該四半期末日を基準日として現金配当を行う場合

・現金配当

	1株当たり配当金(円)
	第 四半期
基準日	
年 月期第 四半期	
年 月期第 四半期	

注：配当支払開始日 平成 年 月 日

(記載上の注意)

連結財務諸表作成会社の当該四半期会計期間のいずれかの日を基準日とする普通株式に係る現金配当について基準日ごとに区分して、1株当たり配当金額を記載してください。

当該四半期末日を基準日とする現金配当がある場合には、当該四半期末欄に記載し、それ以外の日を基準日とする配当がある場合には、決算短信の記載要領に準じて記載してください。

当該四半期末を基準日とする現金配当がある場合には、欄外に支払開始日を記載してください。

配当原資が資本剰余金である場合及び現物配当については、決算短信の記載要領に準じて記載してください。

3. その他の見直し

(1) その他の会計基準に関する取扱い

「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第6号）、ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第8号）等の会計基準の適用に伴い、決算短信の添付資料への（連結）株主資本等変動計算書、ストック・オプション等に関する注記事項の追加など所要の見直しを行っております。

なお、ストック・オプション等に関する注記事項については、リース取引、デリバティブ取引に関する取扱いと同様、各社において省略しても差し支えないと判断できるものである場合には、記載を省略することができます（有価証券報告書等がEDINETにより開示される場合に限る。）。なお、この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載してください。

(2) 定性的情報の記載要領の語句の修正

会社法の施行、新会計基準の適用等に併せて、「利益配当」を「剰余金の配当」と、「株主資本」を「純資産」とするなど、必要な語句の修正を行っております。

【添付資料】

- 別紙 1 決算短信の様式並びに決算短信及び添付資料の記載要領等
- 別紙 2 四半期財務・業績の概況の様式及び記載要領

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ（上場監理担当）
TEL：052-262-3174
E-mail：syoken@nse.or.jp